

一橋大学大学院 法学研究科ビジネスロー専攻 教授 吉村政穂氏

税法規定の複雑化と解釈 — 税務専門家の役割

■とき：令和7年10月17日(金)

昨今、国際化や経済取引の発展に伴い、各税法の規定は年々複雑になっています。その結果、一貫性と柔軟性が求められる解釈にも変化が求められています。

そして、税務専門家である皆さまは、理念と具体的な規定をつなぐ重要な役割を担われています。

そこで、本日は「税法規定の複雑化と解釈 — 税務専門家の役割」をテーマに、大きく分けて、次の四つの観点からお話をさせていただきます。

- I 税法の複雑化に伴う問題
- II 法解釈に求められる一貫性と柔軟性
- III 裁判所の納税者観
- IV 税務専門家の役割と展望

近年、税制が非常に複雑化することに對して、私自身さまざまな思いを抱えて

いますが、特に納税者にとって、なかなか理解しにくい、ルールとして分かりにくい制度が増えているのが事実です。

一方でデジタル化が進み、AIの活用などにより、ルールが分からなくても税額の計算ができるという部分も少なからずあるのが現状です。複雑さを技術的に解決することへの期待は、今後強まっていくでしょう。

そういった環境の中で、税法規定の複雑化をどのように考えたらいいのか、皆さまのような税務の専門家がどのような役割を果たすべきか、ということをお講演を通して考えていければと思います。

実は、税法規定の複雑化が問題意識とされているのは日本だけではありません。例えば、ドイツでは税の複雑さを指標化する「Tax Complexity Index Project」というプロジェクトを研究者主導で進めています。これは「各国の法人税制がど

の程度複雑であるのか」を定量的に比較可能な形で示すことを目的としたプロジェクトです。

このプロジェクトでは、「税の複雑さ」を大きく次の二つに分けています。

一つ目は「Tax Code Complexity」で、これは税法そのものの複雑さを指す概念です。例えば、法令・条文の細かさや計算ルールの複雑さ、条文構造など、「法律そのものがどれだけ難しいか」を測る指標です。

二つ目は「Tax Framework Complexity」でこれは税務行政・手続の複雑さを表す概念です。ここでは、申告・納税手続きや、税務当局とのコミュニケーションなど、「税務関連の実務プロセス、執行上の手続がどれだけ複雑か」を測り、指標化しています。

このように「税法規定の複雑化」に関しては、実は法律、ルール自体が複雑で



◎吉村政穂(よしむら・まさお)氏

1999年東京大学法学部卒業、東京大学大学院法学政治学研究科助手、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授等を経て、現在、一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授。研究分野は「租税法」。

あるというだけでなく、実務プロセスや執行されている制度、行政の枠組みも本来考えなければいけません。しかしながら、本日は「ルールの複雑さ」に限ってお話をさせていただきます。

I 税法の複雑化に伴う問題

私が本日のテーマを選んだ第一の理由は、私自身が「租税法」の研究者であること、そして第二に、皆さまが日々手に取られている税法・税務六法が年々分厚く、重たくなっているという実感を共有

しているからです。

量的に増え続ける税法は、いったい何を意味しているのか——この点を出発点として考えていきたいと思えます。

通達と法令の間にあるギャップ

まず、先ほど触れたように、ルールの複雑さは、法の根源である法律・政令のレベルだけでは捉えきれません。実務では、法令に加え、通達、国税庁が公表するQ&A、さまざまな回答事例といった補完的な資料を参照しながら運用がなされています。役員給与、収益認識、リー

ス取引などでは、法改正や取引環境の変化に応じて課税庁の見解が示され、それが実務の円滑な運営に不可欠な役割を果たしてきました。したがって、実際の「税法ルール」は法令のみならず、これらの通達や見解によっても構成されているのが実情です。

現在は、この「税法ルール+課税庁見解」の全体像が著しく複雑化しています。個々の文書の読み込みだけでなく、文書間の関係を解きほぐすこと自体が一苦労になっているのではないのでしょうか。

加えて、実務上は大きな影響力を持つ通達や見解であっても、結局は行政組織内部の命令、あるいは課税庁の解釈にすぎません。紛争が裁判所に持ち込まれれば、それらは法源ではなく、すなわち裁判所が依拠すべき法には含まれず、結果として、通達が表示判断が最終的に覆されることも珍しくありません。

近時の最高裁判所はとりわけ「通達は法源ではない」という点を強調する傾向があり、実務上は重視される通達と、裁判所が拠って立つ法令の間にあるギャップに、現場で戸惑いが生じているのではないかと想像します。

そうした前提に立つと、実務において

課税庁の見解をどのように参照し、どのように助言を行うべきかを再考する必要があります。裁判所の判断枠組みや姿勢があります。裁判所の判断枠組みや姿勢まで視野に含めるなら、必ずしも課税庁の見解が常に「正しい」とは限りません。法的観点からすれば、適用の指針が一義的に確定しない場面があるのはむしろ当然であり、豊富な情報提供が直ちに「法的に正しい結論」を裏付けるわけではないのです。結果として、法令・通達・Q&Aなどが複雑さ・多層化を促し、かえって適用の指針が一義的ではない、という状況が生じています。そこで、本講演の目的をあらためて次のように定めます。

【本講演の目的】

- ① 複雑化の構造と要因
- ② ルールの複雑化と納税者救済に対する裁判所の姿勢
- ③ 専門家の役割を再確認

第一に、税務ルールがなぜ複雑化するのか、その要因を整理します。第二に、複雑化が宿命ともいえる租税法の世界で、実際にルールを適用している納税者に対して、裁判所がどのような姿勢を示して

いるのかを確認します。第三に、その全体像を踏まえ、税に関わる専門家の役割、とりわけ税理士の皆さまが果たしている意義をあらためて位置付けます。結論を先取りすれば、皆さまは条文解釈と納税者への説明の両面で極めて重要な存在であり、租税法主義を支える「防波堤」としての役割を実質的に担っておられる、という点を確認したいのです。

条文と解釈が正しい結論へと導く

現状の複雑化の進展について触れておきます。近年はデジタル化対応が相次ぎ、電子帳簿保存法やインボイス制度の導入・運用は、現場で大きな負担を伴っています。

また国際化の進展により、国際課税のルールは一段と複雑化しました。例えば法人税法ではグローバルミニマム課税の導入をはじめ、制度の高度化が進んでいます。

ほかにもグループ通算制度の整備も挙げられるかと思えます。制度そのものが多層で精緻な構造になっています。繰り返しになりますが、実務では通達の影響力が大きい一方、裁判所においては通達

は法源ではないため切り離される局面がある。最終的に法的に正しい結論を導くのは、あくまで条文とその解釈である——ここが出発点であり到達点でもあります。では、続いて「税法の複雑化の要因」を四つに整理します。

【税法の複雑化の要因】

- ① 「公平な税制」の追求
- ② 立法技術と租税法主義
- ③ 政策税制の調整プロセス
- ④ 租税回避への対応

まず①「公平な税制」の追求について、租税原則は「公平・中立・簡素」が三原則とされています。それにもかかわらず複雑化が進むのはなぜか。税制を評価する際、「簡素」は重要であるものの、実際には「税負担の公平」や「中立」といった原則がより強く要請されがちです。政府の税制調査会の答申を見ても、公平・中立・簡素の三原則を掲げつつ、結論として最重視されるのは国民の信頼の基礎たる「公平」である、といった説明がしばしば採られます。学説においても、租税制度は公平・中立に適合するの

みならず、法律および簡素の要請にも適合すべきだとされるものの、実務上は負担配分に直結する「公平」・「中立」が優位に扱われる傾向が否めません。

結果として、例えば個人単位を原則としつつ世帯要素を考慮する、あるいは多様な非課税所得を組み合わせて全体としての負担の公平を図る、といった制度設計が累積し、必然的に仕組みは複雑になります。

次に②「立法技術と租税法律主義」について、日本では租税法律主義の下、納税者の税負担を特定する課税要件は法律に規定されなければなりません。改正頻度が年1回で、国会審議時間も限られるなか、一旦書き込んだ条文を迅速に改めるのは容易ではありません。そのため、立法段階では想定しうる多様なケースを射程に入れた広い規定ぶりが求められます。新たな取引が登場すれば、それに対応した定義や課税関係の整備が不可避です。暗号資産のように他法令の定義を援用できれば条文は比較的簡潔にできますが、参照する会計ルールが複雑な領域、例えば新リース会計基準などを前提に課税関係を設計する場合、税法の条文は、どうしても複雑化します。

③「政策税制の調整プロセス」について、税法は本質的に政治過程の産物であり、与野党の力学、支持団体や業界の意見が調整に影響を及ぼします。その過程で、一定の政策目的や産業振興、負担緩和を図る特例が積み重なり、ルールの総体としての複雑性が増すのは避けられません。

最後に④「租税回避への対応」について、企業や個人が税負担の軽減を目的に新たな取引スキームを用いれば、政府は租税回避を防ぐための税法ルールを導入します。結局これはいたちごっこになり、制度を継ぎ足し的に厚くし、結果として全体の複雑性を押し上げていきます。

以上を総括すると、「公平」を追求すれば設計上、税制は必然的に複雑になります。そして、民主主義の下で文言によって規範を定める以上、立法技術の制約と政治調整を経るかぎり、ルールは厚みを増す傾向にあります。そして租税回避への対抗措置が積み重なることで、複雑化は加速します。これらの要因に加えて、裁判所は最終的に「条文」とその合理的解釈に依拠して結論を導く一方、通達等は法源としての位置付けを与えられません。この二つの面のズレが、現場での不

確実性と納税者のリスクを増幅させているのは先ほど述べたとおりです。

だからこそ、税務の専門家、とりわけ税理士の皆さまの役割が重要になります。条文と制度趣旨に即した解釈を緻密に行い、通達やQ&Aを適切に位置付けつつ、裁判所の判断枠組みに照らして納税者に分かりやすく説明する。この二つの営みは、複雑さの洪水から租税法律主義を守り、現実に機能させる「防波堤」としての役割そのものです。複雑化を嘆くだけではなく、その構造と要因を理解し、納税者の権利保護と適正課税を両立させる実務を積み重ねること。ここに、税務専門家の皆さまが進むべき道筋があると考えます。

Ⅱ 法解釈に求められる一貫性と柔軟性

ここからは少し視点を変えて、「法解釈とはどのような発想に基づき行われているのか」というテーマに移りたいと思います。法を適用するにあたり、その解釈に求められるのは大きく二つで、それは、「一貫性」と「柔軟性」ではないか

と思います。この二つは相反するようでありながら、実はどちらも不可欠な目的であり、優れた解釈はその両立を実現するものだと考えられています。

まず「一貫性」とは、法体系全体との整合性を保ち、過去の先例との判断が連続的になっているか、ということが重視されます。裁判所の判断は、既存の法規範や判例の蓄積と整合していなければなりません。

一方で「柔軟性」とは、新しい事例に対して妥当な結論を導くための適応ができてくるのか、ということを指します。現実の事案は多様であり、法が規定していない領域、いわば「空白地帯」は必然的に存在します。その空白地帯を裁判官が補完することも当然のこととして、受け入れられています。

このように、法解釈は「法が全てを明示しているわけではない」という前提のもとに行われます。裁判官は、条文に明記されていない領域を補完し、法体系の欠落を埋める存在であることが期待されている、とも言えるでしょう。

実際、法解釈の世界ではさまざまな解釈技法が発達しており、それらを適切に使い分けることで「一貫性」と「柔軟性」



の両立が図られてきました。

代表的な四つの法解釈

代表的なものとして、まず「文理解釈」があります。これは文章の意味、文法規則に従って法文を解釈する手法で、最も基本となるアプローチです。

次に「体系的解釈」があります。個別の条文だけではなく、関連する法規との関係、法体系全体における位置付けを踏まえた上で、解釈の対象となるルールのあるべき姿を追求していく方法です。

三つ目に「歴史的解釈」が挙げられます。これは法案作成過程や立法資料などを参照し、その法規の歴史的背景や立法当時の意図を踏まえて、条文の意味を探る手法です。

そして四つ目が「目的論的解釈」で、これは、法令の趣旨・目的に照らして法規の意味・内容を確定するものです。

一般の法領域では、これらの手法を組み合わせて、法解釈の「一貫性」と「柔軟性」を両立させています。これこそが、裁判官に求められる資質とされてきました。

しかし、租税法分野となると少し議論

は変わります。租税法には「租税法律主義」という憲法上の大原則が存在します。すなわち、法律の根拠なくして租税を課すことは許されず、課税の根拠はあくまで法律の条文そのものでなければなりません。

もちろん過去には、税法においても一般の法理論と同様、柔軟な解釈によって妥当な結論を追求しようとした時代がありました。次のような事例です。

▼サンヨウメリヤス土地賃借事件

（最判昭和45年10月23日・民集24巻11号1617頁）

この判決では、借地権設定時の権利金の性質について、経済的実質に着目し、場合によっては不動産所得にあたらぬと判断しうる余地があるとして、類推解釈の可能性を認めました。裁判所が公平な課税を実現する主体として積極的に関与すべきであろうとし、経済的実態に応じて結論を導こうとした姿勢が見られる判例です。

しかしその後、租税法律主義の理解が深化するにつれ、裁判所の姿勢は大きく変わりました。法令の文言に厳格に従い、結論から逆算して解釈を定めることを極

めて慎重にする方向へと向かったのです。この厳格解釈の姿勢を象徴するのが、次の事例です。

▼武富士事件

（最判平成23年2月18日判例タイムズ1345号115頁）

この判決では、国外滞在を利用した贈与税回避が問題となりましたが、最高裁は、このようなイレギュラーな租税回避行為に対応するのは立法の役割であり、解釈で埋めることには限界がある、と明確に述べました。つまり、裁判所は課税実務の不備や制度の穴を埋める役割を担わず、あくまで条文の枠内で判断するにとどめ、その結果生じる問題の解決に関しては国会に委ねるという立場を鮮明にしたのです。

この姿勢をどう評価すべきかは議論の分かれるところですが、その背景としては、国会で毎年税制改正を行い、迅速に制度の不整合を是正し得る環境が整っているという現状があるかと思えます。立法府の裁量を尊重し、司法はその内容には深く踏み込まないという構図は、サラリーマン税金訴訟（大島訴訟）などにも見られた流れです。

「租税法律主義」の二つの側面

「租税法律主義」には、民主主義的側面と自由主義的側面の二つがあるといわれます。民主主義的側面とは、国会という民意の代表が課税権限を握るべきだという考えです。一方、自由主義的側面とは、納税者の予測可能性と法的安定性の確保を重視する考えです。文理解釈を中心に据える現在の裁判所の姿勢は、自由主義的な側面からも肯定的に評価されています。特に納税者にとって、条文の字面どおり法が適用されることは、予測可能性を高め、一定の安心感につながります。

ただし、ここで比較対象としてしばしば挙げられるのが刑事法における「罪刑法定主義」です。罪刑法定主義のもとでは類推解釈が許されないと言われておりますが、刑事法の分野では「拡張解釈」は一定程度許容されるとされています。つまり、何が犯罪になつて何が犯罪にならないか、と線引きをする場面においては、類推解釈は禁止されても、ある程度の拡張解釈は認められているということです。これと比較すると、租税法律主義は文理解釈を原則としなければいけないため、刑事法よりもさらに厳しい基準

を司法に課しているともいえます。

したがって、もし租税法主義が罪刑法定主義と同種の自由主義の原則であるとするならば、本来は「類推解釈を許さない」だけで足りるはずです。しかし現実には、租税法では「文理解釈を原則とし、他の解釈手法による補完には極めて慎重である」という、より厳しい枠組みが採られている。ここに租税法の特異性と、その背後にある価値判断が浮かび上がってきます。

以上のように、法解釈における一貫性と柔軟性は、本来裁判所が両立させるべき原理ですが、租税法においては租税法主義が強く働くため、他の法領域とは異なる解釈構造が形成されています。その中で、どのように納税者の権利を守り、適正な課税を実現していくのか——ここにこそ、専門家と法律家の役割が問われているのだと考えています。

III 裁判所の納税者観

ここまで、租税法領域における解釈論の特徴や、文理解釈が優位となる理由について見てきました。ここからは、裁判

所がそもそも納税者をどのように捉えているのか——いわば「裁判所の納税者観」についてお話ししたいと思います。

「納税者観」が鮮明に表れた裁判例

この点についてはさまざまな見解がありますが、私としては、裁判所の基本的な立場には二つの要素が影響していると考えています。一つは、税の射程範囲が非常に広く、人間の経済活動全体に及ぶということ。もう一つは、裁判所の示した解釈態度が、実際の税務行政にも強く作用するという点です。

まず第一に、税という制度は人々の生活や経済活動のほぼすべてに関わっています。刑事法のように特定の行為だけを取り上げ、倫理的線引きを背景とした規制体系とは異なり、税法は合法・違法を問わず幅広い活動に関わる法制度です。

したがって、税法の解釈における「自由主義的価値」の守られ方は、刑事法とは異なる形を取らざるを得ません。明確なルールを文字通り適用し、個人がその税リスクを予測できなければ、制度として成り立たないのです。

第二の理由として、裁判所の判断が税務行政に与える影響の大きさが挙げられます。刑事法の場合、起訴され裁判に至るまでのプロセスが整っており、裁判所が必ず最終的な判断を下します。しかし税法の世界、とりわけ申告納税制度のもとでは、納税者がまず自ら税額を計算し申告し、課税庁が異議を唱える場合にだけ争いが生じます。そのため、裁判所に持ち込まれる事案は現に発生している紛争全体のごく一部にすぎません。

こうした構造のもとで結局裁判所は、自分たちが下した判断が、裁判にならぬ大多数の納税者や税務行政に対して、どのように影響するのかを意識せざるを得ません。

もし裁判所が柔軟に拡大解釈を行えば、課税庁の裁量が意図せず広がることとなり、現場での課税判断が不安定になってしまいます。そのため裁判所は、課税庁の行為を統制するためにも、文理解釈を出発点とせざるを得ないという面があるのです。

その上で重要なのは、この裁判所の姿勢が「課税庁への牽制」としてだけでなく、「納税者への要請」としても作用している点です。

つまり、文理解釈を基礎とする厳格な判断枠組みは、納税者に対して「自らルールを理解し、必要な対策を講じるべきである」という期待を前提に構築されています。

この納税者観がもつとも鮮明に表れたのが、近年注目を集めた次の事例になります。

▼みずほ銀行CFC事件

（最判令和5年11月6日・

民集77巻第8号1933頁）

外国子会社合算税制の適用が争点となった同事件では、東京高裁が納税者勝訴とし、制度趣旨からすれば課税の必要性はないと判断しました。しかし最高裁はこれを覆し、外国子会社合算税制においては、制度の明確性、執行の安定性を優先しました。個別的な事情や、租税回避目的の不存在といった事実よりも、「条文上そう読めるのならば合算課税を行うべきだ」という立場を貫いたのです。

この最高裁の判断には、納税者がルールを理解し、予測可能な形で行動すべきであるという強いメッセージが込められています。

憲法に謳われる自由主義的価値を守る

ためには、納税者が自らルールを理解し、意思決定をする能力を備えているという前提が必要となります。裁判所はまさにこの前提に立ったうえで、厳格な文理解釈を採用し、個々の事情に基づく救済を限定していると考えられます。



一方で、この構造は納税者にとって一定の負担をもたらします。税法が年々複雑化し、制度趣旨や構造を理解することがより難しくなるなかで、「条文の文言を読み、適切に行動せよ」という要求は、ときに過酷な結果を生むことがあります。本来、その制度の趣旨からすれば課税する必要がない場合であっても、裁判所は文理解釈の枠内で判断を下すため、救済の余地が極めて限られてしまうのです。

こうした状況は、裁判所の解釈態度が課税庁と納税者の両方に向けられていることを示しています。課税庁に対しては「文言に反する拡大解釈は許さない」という抑制をかけ、納税者に対しては「文言どおりに読み、自らリスクをコントロールせよ」という主体性を求める。これが現在の裁判所の納税者観であり、租税法解釈の大きな特徴といえるでしょう。

納税者は、自己の能力によって

課税リスクをコントロールできる主体

その結果、制度が複雑化すればするほど、納税者自身がルールを理解し、適切に判断しなければならぬという負担が

大きくなります。そして、その判断を誤れば、裁判所による救済は期待しにくい。この厳しい環境は、租税法主義が本来持つ自由主義的価値——予測可能性と法的安定性——を確保するための裏返しとして存在しています。

以上のように、裁判所の納税者観は、租税法主義のもとでの自由主義的価値、そして制度の安定性を最優先する姿勢に支えられています。納税者は自己の能力により課税リスクをコントロールできる主体である。この考え方が裁判所の判断の根底にあり、文理解釈の厳格性を支えているのです。

IV 税務専門家の役割と展望

本日の締めくくりとして、「税務専門家の役割と展望」についてお話しします。結論から言えば、複雑化する税法規定・ルールと、裁判所の厳格な文理解釈という二つの現実の間に生じるギャップを埋め、専門的な助言と説明で納税者の意思決定を支えることが、税務専門家である皆さまの中核的な役割だと考えています。

なお付言すれば、個別事情を丁寧に考慮し、過剰課税に当たる場合に救済を与える余地は、解釈可能な範囲であれば裁判所にも残されています。しかし、条文の文言に反してまで救済することはほとんどないのが現状であり、「複雑で難しいから」と、裁判所が新たな解釈を作ることは基本的に行いません。

したがって、規範が複雑であっても、それを理解し適切に対応する主体であることが納税者に求められますが、現実のルールと納税者の認知の間には必然的に隔たりが生じます。この隔たりを橋渡しすることが、税務に携わる専門家に求められている役割だと考えます。

「税法の複雑化」は必然

次に、展望をお話しする前に時代背景を整理します。第一に、税法の複雑化は必然です。立法過程において多元的な要請が取り込まれ、条文・通達・Q&A・事例回答による補充が積み重なります。

第二に、AIや自動化への期待が高まり、納税者が自身の状況を入力すれば機械が税額を計算する時代が近づいています。

そうなれば、納税者は複雑なルールに

直接触れずとも結果を得られるため、複雑さを政治的に忌避する動機は弱まり、制度の精緻化が容認されやすいという見通しも成り立ちます。さらに財政難のもと、きめ細かな利益考慮が制度設計で重視され、個人単位では申告が完結せず配偶者の所得等も考慮するなど、執行面の負担が増加しています。他方、財政難を掲げる以上、制度設計における「モレ」「ブレ」を残せないという現実もあり、簡素化の機運のみで制度が単純化することは期待しにくいのが実情です。

この環境で、税務専門家の皆さまがどのように活躍されるのか。典型的な判断にとどまる領域に関してはAIや自動化に置き換えられていく可能性があるかもしれません。

しかし、最終判断を下すのはAIではなく人間です。判断主体は納税者であり、その周囲で助言し、判断を支えるのが専門家です。裁判所が想定する納税者像「自己の能力により課税リスクをコントロールできる主体」は、税に限らず近代法に共通した人間観です。

他方で、サポートツールの普及により、ルールを十分理解しなくても税額計算ができてしまう時代が到来しつつあります。



だからこそ重要になるのが「判断・意思決定」であり、複数の選択肢の中からどれを採るべきかを助言し、その結果を含

めて説明することが、置き換えの効かない役割だと考えます。

この観点から、税務専門家はしばしば理念として語られる予見可能性を、現実の納税者にとつての行動可能性へと橋渡しする存在でもあります。自由主義の価値を守るといっても、多くの納税者にとつて重要なのはルールの細部そのものより、自分に適用される結果が分かることかもしれません。とはいえ、法の支配の下で個人の予見可能性を確保することは不可欠であり、その実質化を担うギャップの埋め手が税務専門家です。

刑法と異なり、税法はすべての人・すべての経済活動に適用されるため、自由主義的な価値が一層強調されます。現実の納税者の意思と制度のギャップを埋めるといふ、この役割は、AIや自動化では代替されない中核的役割だと位置付けられます。

税務専門家に期待するのは、 筋道の通った説明と、誠実な判断

最後に、皆さまが実務を行う上で重要な点をお伝えします。①なぜその結論に至るのか、②他の選択肢と比べなぜ妥当

なのかを筋道立てて説明すること——この2点は、日本の税制、ひいては租税法律主義を支える柱であり、税務専門家への信頼の基礎です。

裁判所が課税庁と納税者に何を期待しているかを正確に理解することが基盤であり、紹介した裁判例はその理解の手助けになります。

制度は今後も複雑化し、AI等のツールは高度化しますが、最終的な意思決定の責任を負うのはあくまで人間です。安直な納税者の「節税」志向に流されず、人間だからこそ可能な、筋道の通った説明と誠実な判断プロセスを税務専門家である皆さんには積み上げていただきたいと考えています。

これこそがAI時代においても色褪せず、むしろ一段と重要になる税務専門家の本質的な役割であり、日本の租税法律主義を現実に支える力だと考えています。

本講演で最もお伝えしたかったのは、この点に尽きます。皆さまにとつては当たり前のことだったかもしれませんが、その当たり前をあらためて確認する一助となれば幸いです。ご清聴、誠にありがとうございました。